

キャブテンパイル工法の使用にあたって

皆様へのお願い（注意喚起）

日本建築センターの評定取得者以外の方がキャブテンパイル工法の設計または施工を行う場合は、事前にキャブテンパイル協会への申請と使用許諾が必要です。設計や施工を開始する前に、必ず下記の手続きを完了させてください。

必要な手続き

- キャブテンパイル協会が指定する申請書の提出
- 協会による審査・使用許諾の取得

キャブテンパイル工法 日本建築センター 一般評定取得者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">鹿島建設（株）（株）奥村組五洋建設（株）戸田建設（株）飛島建設（株） | <ul style="list-style-type: none">西松建設（株）（株）長谷工コーポレーション松井建設（株）三井住友建設（株）高周波熱錬（株） |
|--|---|

1. 設計に関する手続き

評定取得者以外の方が実施設計を行う場合の流れ

事前申請（設計開始前）

- 設計を始める前に、キャブテンパイル協会へ「設計使用申請書」を提出してください。
- 協会から設計使用許諾を受けてから設計に着手してください。

建築確認前の手続き

実施設計が終了したら、建築確認前に以下の書類を協会に提出し、評定内容照合を受けてください。

- 評定内容照合依頼書
- 構造計算書（杭部分）
- 構造図（杭部分）
- 設計確認リスト（評定内容照合）

△重要な注意事項：

協会から設計使用の許諾を得ずに実施設計を進めると、評定事項違反となり、他工法へ変更していただくことになります。前後しての許諾はできかねますので、必ず事前に「設計使用申請書」を提出し、許諾を得てから設計を開始してください。

2. 施工に関する手続き

評定取得者以外の方が施工を行う場合の流れ

事前申請（工事開始前）

- 工事着工前に、キャブテンパイル協会へ「工法使用申請書」を提出してください。
 - 協会から工法使用許諾を受けてから着工してください。
- ※工法使用申請書は、評定内容照合が完了した案件のみ受け付けます

施工時の必要事項

- キャブテンパイル協会による施工指導の受講が必要です。
- 杭部分の施工完了後、「施工報告書」を協会に提出してください。

△重要な注意事項：

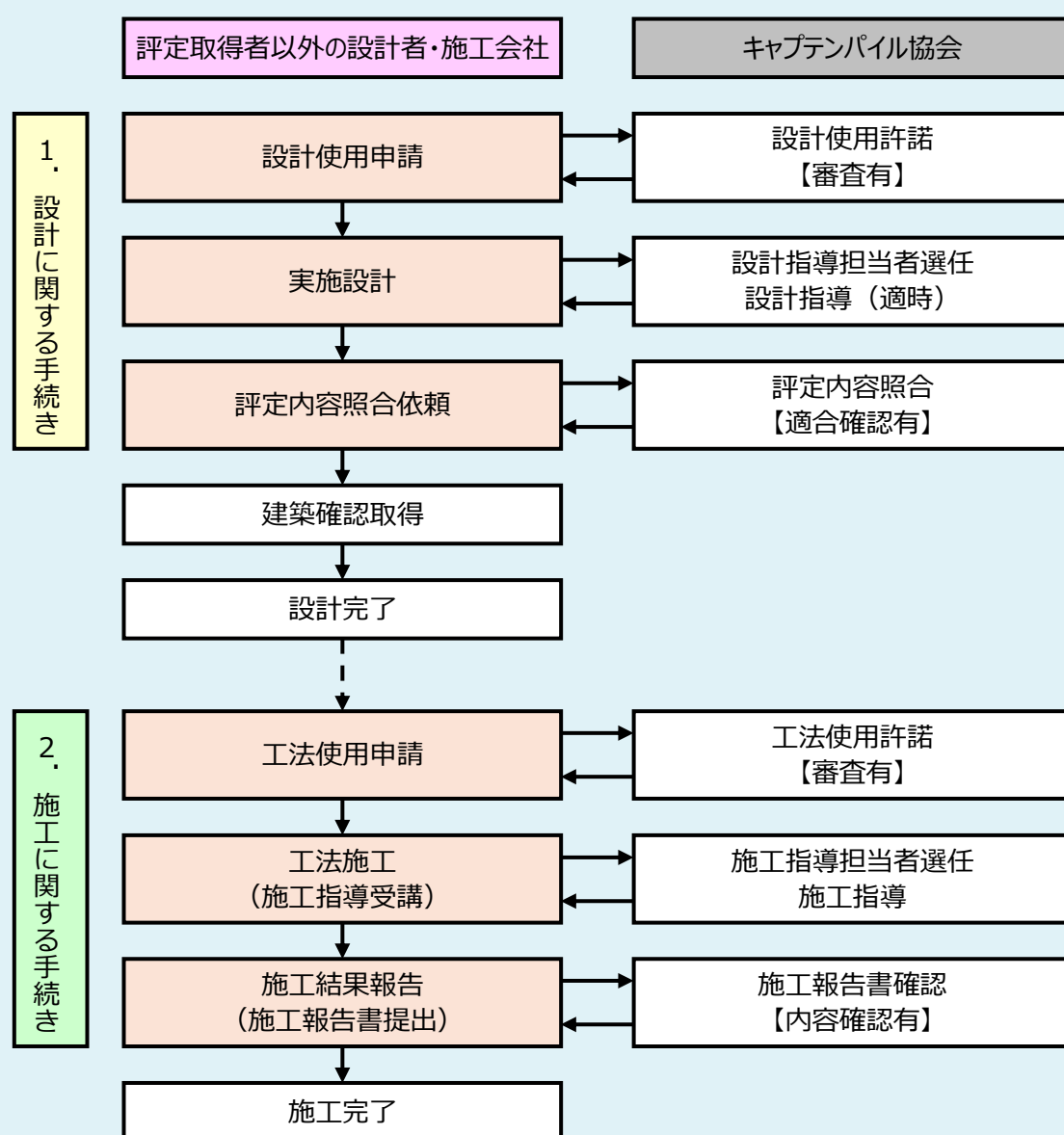
協会から工法使用の許諾を得ずに工事に着手すると、評定事項違反となり、キャブテンパイル工法の工事を中断していただくことになります。前後しての許諾はできかねますので、必ず事前に「工法使用申請書」を提出し、許諾を得てから工事を開始してください。

手続きが必要となる事例

設計者が評価取得者か評価取得者以外か、施工会社が評価取得者か評価取得者以外かに応じて、必要となる手続きが異なります。以下の表に応じて、前ページに記載の「1. 設計に関する手続き」や「2. 施工に関する手続き」を行ってください。

		施工会社	
		評価取得者	評価取得者以外
設計者	評価取得者	—	2. 施工に関する手続き
	評価取得者以外	1. 設計に関する手続き	1. 設計に関する手続き 2. 施工に関する手続き

キャブテンパイル工法 評価取得者以外使用フロー



設計使用申請書／評価内容照合依頼書／工法使用申請書

- 第三者使用申請@キャブテンパイル協会
<http://www.cepia.biz/use/000157.html>

